

## 指名停止等の運用状況一覧表

(指名停止開始日 令和 5 年 4 月 1 日 ～ 令和 5 年 9 月 30 日)

整理番号	業者名	本社所在地	指名停止期間	該当事項	指名停止の理由	備考
1	三菱電機(株) 京滋支店	東京都千代田区	令和 5 年 6 月 8 日 ～ 令和 5 年 7 月 7 日 (1 箇月)	不正又は不誠実な行為 (別表第 2 第 4 項(4)イ)	電波法の規定に基づき、令和 5 年 3 月に総務省関東総合通信局から登録検査等事業について 30 日間の業務停止及び改善を命じられたため。	工事
2	西武建設(株) 京滋営業所	埼玉県所沢市	令和 5 年 8 月 9 日 ～ 令和 5 年 11 月 8 日 (3 箇月)	建設業法違反 (別表第 2 第 6 項(4)イ)	令和 5 年 7 月 21 日付けで、国土交通省関東地方整備局から建設業法第 28 条第 1 項本文及び同項第 2 号に該当するとして、指示処分及び営業停止処分を受けたため。	工事
3	(株)鴻池組 京都支店	大阪府中央区	令和 5 年 9 月 27 日 ～ 令和 5 年 10 月 26 日 (1 箇月)	労働安全衛生法違反 (別表第 1 第 3 項(1)イ)	京都府内の建築工事において、令和 4 年 12 月 8 日に作業員が足場組立作業中に墜落する死亡事故を発生させたことにより、令和 5 年 7 月 26 日に京都市労働基準監督署から労働安全衛生法違反で是正勧告を受けたため。	工事